

わかりやすい説明の大切さ

(独) 種苗管理センター 理事長 野村 文昭

昨年4月、行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの一環として、104の独法のうち47法人について事業仕分け第2弾が行われた。種苗管理センターは真に必要な事業を行っていることが理解され仕分けの対象とはならなかったが、外部の方にわかりやすく説明することの大切さを痛感した。

独法は、悪いことをする「毒法」のようなイメージもあるが、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間にゆだねると実施されないおそれのあるものなどを実施する法人で、PDCAサイクルにより事業の効率性と質の向上、自立的業務運営、業務の透明性の確保を図る仕組みとなっている。独立行政法人には、種苗管理センターのように国の機関の一部を切り出して設立されたもの（先行独法）と、特殊法人から移行したもの（移行独法）がある。世間の批判を浴びたような一部の独法は、この透明性確保の仕組みにより問題が明らかとなったものであり、種苗管理センターのような大部分の独法は何も明らかとならないことが示しているように「よい独法」の証しであると思っている。

一方で、この透明性のため、不本意な結果を招くこともある。種苗管理センターにおいては、中期目標における「効率的な原原種生産」の評価指標として原原種生産に要した単位当たりコスト（平成21年産ばれいしょ原原種13,995円／袋）を公表してい

る。これは決算報告書のセグメント情報を単に生産計画数量で除した種苗生産事業に係るすべての経費を含むものであり、いわゆる製造原価ではない。原原種生産事業は、病害虫蔓延防止及び食料の安定供給という公益的役割と新品種の普及という政策的な役割を持っており、単位当たりコストに含まれるこれらの費用も考慮する必要がある。

しかしながら、他の独法では公表していないような正直な評価指標に過ぎない数字が独り歩きし、昨年11月に行政刷新会議において取りまとめられた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「原原種の生産コストと配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る」とされた。

このような結果となったことは、原原種生産コストに係る十分な分析とわかりやすい説明ができなかったことが一因である。仮に、価格引上げにより種いも更新率の低下を招くこととなると、見直しの基本方針にある自己収入の拡大につながらないばかりでなく、産地における病気の蔓延や生産性の低下を来すこととなり本末転倒となる。このようなこととならないよう、種苗管理センターが清薯源流の砦として、適正な負担の考え方や質の向上について整理し、国民及びユーザーにわかりやすく説明していきたいと考えている。